

お申込日	20	年	月	日
------	----	---	---	---

※太線の枠内のみ記入してください。

## 利用申込書

お 申 込 者	住所 (フリガナ)	〒		
	法人名 団体名	個人でお申込みの方はご記入不要です。		
	代表者名 (フリガナ)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; text-align: center; line-height: 20px;">印</div> 生年月日 年 月 日		
	TEL ( )			
	ご担当部署	ご担当者名		
	ご担当者連絡先 (上記と異なる場合)	TEL ( )	-	携帯電話 ( )
メールアドレス				

貴協会が管理する音楽著作物を下記内容において上映により利用することについて、貴協会の定める「利用許諾条項」の履行を承諾のうえ、「映像ソフト上映利用明細書」などを添えて申込みます。

映像ソフト タイトル	内 容				
製造数	個	映像ソフト 録音利用申込日	年 月 日	ソフト1本の 総再生時間	分 秒
上映期間	自 20 年 月 日		至 20 年 月 日		
上映場所	上映目的		①広報・宣伝(企業PR) ②販売促進 ③その他 ( )		
製作依頼者	ご住所				
	法人名 団体名	TEL ( ) -			

※個人情報の利用目的については、右記の利用許諾条項第16条に記載しています。

## 映像ソフト上映利用許諾書

20 年 月 日  
上映許諾 第 号

一般社団法人 日本音楽著作権協会

演奏部長

〒151-8540  
 東京都渋谷区上原3丁目6番12号  
 TEL 03-3481-2121 (代表)  
 03-3481-2161 (部署直通)  
 FAX 03-3481-2152

本協会は、上記お申込者が上記利用申込書に記載された内容にしたがい本協会が管理する音楽著作物を上映により利用することにつき、本協会の定める「利用許諾条項」を遵守することを条件に許諾します。

ご注意

- ① 申込者は、本書に左記映像ソフトにより上映利用する管理著作物の利用明細書を添付してください。ただし、録音利用明細書をもって明細書にかえることが出来るものとします。
- ② 本許諾は左記利用条件の範囲内の上映に限ります。放送及び有線放送・CCTV・イベントなどでの利用、または、常時継続的に上映している受信器での利用などは、本許諾に含まれません。
- ③ 申込者は、左記映像ソフトに本協会が指定する方法により上映許諾番号を表示してください。
- ④ 使用料は、支払日より30日以内に、企画の変更、またはやむを得ない事情で利用することが不能になり、これを文書で届出た場合を除き、原則として返還いたしません。

### 利用許諾条項

- (総則)  
 第1条 一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「甲」という。)が上映及び伝達(以下「上映等」という。)に係る著作権を管理する音楽著作物(以下「管理著作物」という。)を、申込者(以下「乙」という。)が上映等に利用することに関する甲乙間の利用許諾契約(以下「本契約」という。)は、乙が甲に対し、甲所定の書式による利用申込書(電磁的方法によるものを含む。以下「申込書」という。)を提出し、甲が、乙に対し、映像ソフト上映利用許諾書(電磁的方法によるものを含む。以下「許諾書」という。)を、交付すること(電子メール等の電磁的方法による許諾書の場合には、当該許諾書が乙に到達すること)により成立します。
- 2 本契約は、本利用許諾条項(本契約の内容とすることを目的として甲が準備したこの利用許諾条項をいう。以下同じ。)を内容とします。
- 3 次条の規定による利用許諾の対価(以下「使用料」という。)は、甲が定め文化庁長官に届け出た使用料規程(以下「使用料規程」という。)による額とします。
- (利用許諾)  
 第2条 甲は、乙が本利用許諾条項の定めを遵守することを条件として、乙に対し、催物開催日時点における管理著作物を、申込書記載の範囲内において上映等により利用することを許諾します。
- (申込書及び映像ソフト上映明細書の提出等)  
 第3条 乙は、申込書と共に上映等により利用する著作物の明細を、甲所定の映像ソフト上映明細書(電磁的方法によるものを含む。以下「明細書」という。)に記載し、プログラム等を添えて、催物開催日の5日前までに甲に提出しなければなりません。
- ただし、乙がやむを得ない事由で申込書提出のときに明細書を提出できない場合は、明細書の提出日(催物開催日から5日以内の日。以下「提出日」という。)を申込書に記入するものとし、提出日に明細書を提出しなければなりません。
- 2 乙の都合により、申込書又は明細書に記載した内容を変更する場合は、遅滞なく変更する内容を書面又は別途甲が指定する方法により、甲に報告し、甲の承諾を得なければなりません。
- (不可抗力)  
 第4条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、政府・地方公共団体の命令規制など乙の責めに帰すことのできない事情により催物の開催が不可能となった場合は、乙は、甲に対し書面により通知することにより、利用許諾の申込を撤回することができるものとす。
- (上映等以外の著作権の許諾)  
 第5条 乙が、プログラム等に歌詞、楽譜等を掲載し、又は複製物を作成するなど、上映等以外の著作権に係る許諾を必要とする方法で管理著作物を利用する場合は、事前にその許諾を受けなければなりません。
- (使用料の支払義務)  
 第6条 乙は、甲に対し、第2条の利用許諾の対価として、甲の使用料規程により算出した使用料を、申込書提出のとき又は甲が発行する請求書に定める支払期日までに、甲の事務所に持参又は甲の預金口座へ送金して支払わなければならない。送金に要する手数料は、乙の負担とします。
- (使用料規程の適用)  
 第7条 使用料規程の第2章第1節演奏等9ビデオグラムの上映の規定を適用する場合において、乙が申込書を提出せず、甲より事前の利用許諾を受けなかったときは、甲は、乙に対し、映像ソフト1本上映1回ごとの使用料の規定を適用して、損害賠償金又は不当利得金を請求できるものとします。
- 2 乙が第3条1項ただし書きの提出日までに明細書を提出しなかった場合も、甲は、乙に対し、映像ソフト1本上映1回ごとの使用料の規定を適用して、使用料を請求できるものとします。
- (保証金の納付と返還)  
 第8条 本利用許諾条項の確実な履行を担保するために、甲が必要と認めるときは、乙は、甲に対し、予定使用料の範囲内で定める額の保証金を、催物開催日の前日までに納付しなければなりません。甲は、乙が本利用許諾条項に違反して使用料の全部又は一部の支払を履行しない場合は、保証金をもってその使用料又は第10条に定める遅延損害金に充当することができるものとします。
- 2 乙が本利用許諾条項を完全に履行したときは、甲は、乙に対し、甲が交付した受領証を引き替えて、前項の保証金を返還するものとします。ただし、利息は付さないものとします。
- (使用料の変更)  
 第9条 甲が乙に使用料を請求した後に、上映等により利用する著作物の権利関係の相違が判明したときは、甲は、その判明した内容に基づいて請求する使用料の額を変更することができるものとします。
- (遅延損害金等)  
 第10条 乙が、第6条の規定に違反して使用料の支払を遅滞したときは、乙は、甲に対し、支払期限の翌日から完了に至るまでの日数に応じ、当該使用料のほかに年率14.6%(1年を365日とする日割計算)相当額を遅延損害金として支払わなければならないものとす。
- 2 乙の本契約違反により第三者に損害が生じたときは、乙がその責任を負わなければならない。
- (著作人格権の尊重)  
 第11条 乙は、管理著作物の利用に当たり、著作者の意に反して著作物を変更、切除その他の改変を加えること、著作者の名義又は声望を害する方法により管理著作物を利用することなどによって、著作者人格権を侵害してはなりません。
- (利用状況等の調査)  
 第12条 乙は、催物における管理著作物の利用状況調査のため、甲に対し、甲の職員等による利用楽曲の調査、関係書類の閲覧その他の業務遂行に必要な便宜を与えなければならない。
- (許諾の取り消し等)  
 第13条 甲は、催物の開催前に、乙が本契約に違反したとき、又は違反するおそれがあると甲が合理的に判断したときは、乙に対し、催告することなく直ちに書面により第2条の利用許諾を取り消すことができるものとす。
- (期限の利益の喪失)  
 第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、期限の利益を喪失し、本契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければならない。
- (1) 手形・小切手を不渡りにし、租税滞納処分を受け、又は仮差押・仮処分・強制執行等の甲立で、若しくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の甲立があったとき。
  - (2) 営業を廃止又は合併によらないで解散したとき。
  - (3) 営業の許可又は登録が取り消されたとき。
  - (4) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。
- 2 本契約が期間満了又は解除により終了したときは、乙は、期限の利益を失い、第6条の規定にかかわらず、甲に対し、残欠の支払債務を直ちに履行しなければならない。
- (契約の解除)  
 第15条 甲は、乙が前条1項各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとす。この解除は、甲が被った損害につき乙に賠償請求することを妨げないものとす。
- 2 乙が本契約に規定する義務に違反したとき(申込書又は明細書の内容が事実と異なることが判明したときを含む。)
- (1) 甲は、10日間の猶予期間を付した書面により乙にその是正又は履行を催告し、乙がその期間内に是正又は履行しなかったときは、甲は、本契約を解除することができるものとす。
  - (2) 乙が本契約に規定する義務に違反したときは、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部を解除することができるものとす。同条2項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとす。
- (個人情報の利用目的)  
 第16条 甲が取得した乙の個人情報は、次に掲げる目的のために必要な範囲以外では利用しないものとす。
- (1) 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録音複製金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報
  - (2) 音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報
- 2 乙は、甲が、前項各号の目的の達成のために必要な範囲で、個人情報第三者に提供することに同意するものとす。
- (権利義務及び契約上の地位の譲渡禁止)  
 第17条 乙は、本契約に基づく一切の権利義務又は契約上の地位を、甲からの事前の書面による承諾なく第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはなりません。
- (合意管轄)  
 第18条 本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、甲の本部又は許諾書記載の支部等所在の地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とす。

No. \_\_\_\_\_

提出日 20 年 月 日

## 映像ソフト上映利用明細書

&lt;A書式&gt;

※太線の枠内のみ記入してください。

催物名				会場名				上映所要時間	分	入場料	チェックナンバー
開催日	自 20 年 月 日	日間		お申込者名	TEL( ) -			会場の定員数	名	円	S・V

1	映像ソフト題名・副題名	製作・配給会社 (製作年)	製品番号	収録番号	監督	類別	上映	上映	使用料	キューシートコード (製品番号・作品コード)
							回数	時間		
		( 年)				一般娯楽 その他	回	分		
		( 年)				一般娯楽 その他	回	分		
		( 年)				一般娯楽 その他	回	分		
		( 年)				一般娯楽 その他	回	分		
		( 年)				一般娯楽 その他	回	分		
		( 年)				一般娯楽 その他	回	分		
		( 年)				一般娯楽 その他	回	分		
		( 年)				一般娯楽 その他	回	分		
		( 年)				一般娯楽 その他	回	分		

※個人情報利用目的については、利用許諾条項第10条に記載しています。 N・M…当協会管理外 P・D…著作権消滅

請求日				
種目 規定区分	A42	・	A44	

小計				
消費税相当額				
合計				

請求書番号

--	--	--	--	--

No. \_\_\_\_\_

提出日 20 年 月 日

# 映像ソフト上映利用明細書

<B書式/D画面用>

※太線の枠内のみ記入してください。


催物名	会場名	上映回数	回	入場料	チェックナンバー
開催日 自 20 年 月 日 日間 至 20 年 月 日	お申込者名	上映所要時間	分	円	
映像ソフトの題名	映像ソフトの種類 1.一般娯楽 2.その他	会場の定員数	名	円	

上映曲目	作(訳)詞者	利用方法	作(編)曲者	演奏・歌唱者(団体)名	回数	時間	使用料	作品コード
1		3. 複製のみ 1. 原詞			回	分		
		2. 訳詞						
2		3. 複製のみ 1. 原詞			回	分		
		2. 訳詞						
3		3. 複製のみ 1. 原詞			回	分		
		2. 訳詞						
4		3. 複製のみ 1. 原詞			回	分		
		2. 訳詞						
5		3. 複製のみ 1. 原詞			回	分		
		2. 訳詞						
6		3. 複製のみ 1. 原詞			回	分		
		2. 訳詞						
7		3. 複製のみ 1. 原詞			回	分		
		2. 訳詞						
8		3. 複製のみ 1. 原詞			回	分		
		2. 訳詞						
9		3. 複製のみ 1. 原詞			回	分		
		2. 訳詞						
10		3. 複製のみ 1. 原詞			回	分		
		2. 訳詞						

※個人情報の利用目的については、利用許諾条項第 10 条に記載しています。 N・M…当協会管理外 P・D…著作権消滅

請求日					
種目 規定区分	A42	・	A44		

小計					
消費税相当額					
合計					

請求書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



# 映像ソフト上映利用明細書 <A書式> 記入例

No. _____		提出日 20 24 年 4 月 15 日		映像ソフト上映利用明細書 <A書式>		*太線の枠内のみ記入してください。			
催物名	著作権フェスタ	会場名	ジャスラメッセ	上映所要時間	分	入場料	チェックナンバー		
開催日	自 20 24 年 4 月 22 日 至 20 24 年 4 月 22 日 1日間	お申込者名	株式会社 ジャスラック音楽事務所 TEL( 080 ) 1234 - 5678	会場の定員数	名	円	S・V		
映像ソフト題名・副題名	製作・配給会社 (製作年)	製品番号	収録 番号	監督	類別	上映 回数	上映 時間	使用料	キューシートコード (製品番号・作品コード)
1 音楽著作権にゆうもん	(株)音著 (2019年)	JASR0000	1		一般娯楽 その他	1	5分		
5	( 年)				一般娯楽 その他	回	分		
6					一般娯楽 その他	回	分		
7					一般娯楽 その他	回	分		
8					一般娯楽 その他	回	分		
9					一般娯楽 その他	回	分		
10	( 年)				一般娯楽 その他	回	分		

映像ソフトの種類を以下のとおり分類しています。  
いずれかを○で囲んでください。

【類別の説明】  
一般娯楽：劇場用映画、コンサート・ミュージカル・演劇などの催物を収録したもの、ミュージックビデオ  
その他：それ以外

映像ソフト上映利用明細書は、  
<A書式> または <B書式> のいずれかの提出が必要です。  
利用するソフトの製品番号・許諾番号が分かる場合には、  
<A書式> をご提出ください。  
それ以外の場合には、<B書式> をご提出ください。

※個人情報の利用目的については、利用許諾条項第10条に記載しています。 N・M…当協会管理外 P・D…著作権消滅

請求日						小計	
種目						消費税相当額	
規定区分	A42	・	A44			合計	

請求書番号

**JASRAC**

# 映像ソフト上映利用明細書 <B書式> 記入例

No.		提出日 2024年4月15日		映像ソフト上映利用明細書 <B書式/D画面用>		※本線の枠内のみ記入してください。	
催物名	著作権フェスタ	会場名	ジャスラメッセ	上映回数	回	入場料	円
開催日	自 2024年4月20日 至 2024年4月20日 1日間	お申込者名	株式会社 ジャスラック音楽事務所 TEL( 080 ) 1234 -5678	上映所要時間	分	円	円
映像ソフトの題名	音楽著作権説明動画	映像ソフトの種類	1.一般娯楽 2.その他	会場の定員数	名	円	円

  

上映曲目	作(訳)詞者	利用方法	作(編)曲者	演奏・歌唱者(団体)名	回数	時間	使用料	作品コード
1 ジャスラのテーマ	上原 一朗	3 1.原詞	代々木 美子		1	5分		
		2.訳詞			回	分		
		3....			回	分		
5		3 1.原詞			回	分		
6		3 1.原詞			回	分		
7								
8								
9								
10		3 1.原詞 2.訳詞			回	分		

  

映像ソフトの種類を以下のとおり分類しています。  
いずれかを○で囲んでください。

【類別の説明】  
一般娯楽：劇場用映画、コンサート・ミュージカル・演劇などの催物を収録したもの、ミュージックビデオ  
その他：それ以外

映像ソフト上映利用明細書は、  
<A書式> または <B書式> のいずれかの提出が必要です。  
利用するソフトの製品番号・許諾番号が分かる場合には、  
<A書式> をご提出ください。  
それ以外の場合には、 <B書式> をご提出ください。

※個人情報の利用目的については、利用許諾案第10条に記載しています。 N・M...当協会管理外 P・D...著作権消滅

請求日						小計	
権目規定区分	A42	・	A44			消費税相当額	
						合計	

請求番号

**JASRAC**